

平成19年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成19年12月13日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	池口公二
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井澗治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	目崎讓	総務政策課長	小倉久義
総務政策課 企画員	浦勝明	総務政策課 企画員	藪内昭孝
総務政策課 企画員	山崎一光	住民生活課長	清水一則
住民生活課 企画員	和田精之	住民生活課 企画員	高垣通代
住民生活課 企画員	廣井哲也	住民生活課 企画員	平田隆文
税務課長	美濃明	税務課企画員	深見芳治

税務課企画員	池田秀明	産業建設課長	大江克明
産業建設課 企画員	堀悦明	産業建設課 企画員	脇田英男
産業建設課 企画員	宮本正明	上下水道課長	和田幸太郎
上下水道課 企画員	菅根清	教育委員会 生涯学習課長	福田賢
教育委員会 総務課長	吉田充伸	教育委員会 生涯学習課 企画員	木村勝彦

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 4 5 号 平成 1 8 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 6 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 7 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計高額療養費貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 8 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 9 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 0 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 1 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度上富田町水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 4 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業  
歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 6 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入  
歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出  
決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 9 号 平成 1 8 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算  
認定について
- 日程第 1 9 議案第 6 0 号 平成 1 8 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第 2 0 議案第 6 9 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 7 0 号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 7 1 号 平成 2 0 年 1 月 1 日から同年 1 月 3 1 日までの間に  
おける町長の給与の減額に関する条例
- 日程第 2 3 議案第 7 2 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 7 3 号 上富田町一般職員の任期付職員の採用に関する条例
- 日程第 2 5 議案第 7 4 号 さわやか上富田まちづくり寄付条例
- 日程第 2 6 議案第 7 5 号 上富田町自転車等放置の防止に関する条例
- 日程第 2 7 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計国民健康保険事業  
補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 7 8 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計介護保険補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 7 9 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業  
補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 8 0 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
（第 4 号）
- 日程第 3 2 議案第 8 1 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業  
補正予算（第 2 号）

- 日程第 3 3 議案第 8 2 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業  
補正予算(第 1 号)
- 日程第 3 4 議案第 8 3 号 平成 1 9 年度上富田町水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 5 議案第 8 4 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業  
補正予算(第 2 号)
- 日程第 3 6 議案第 8 5 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 3 7 議案第 8 6 号 工事請負変更契約の締結について  
(平成 1 8 年度 繰越第 1 号 小学校管理事業  
朝来小学校屋内運動場建築工事)
- 日程第 3 8 議案第 8 7 号 工事請負契約の締結について(平成 1 9 年度  
公共下水道事業 生馬下水道管(5 工区)布設工事(補助))
- 日程第 3 9 議案第 8 8 号 工事請負契約の締結について  
(平成 1 9 年度 国災第 2 0 号 公共土木施設災害復旧事業  
町道射矢ノ谷線道路災害復旧工事)

開 会 午前9時30分

議長（池口公二）

皆さん、おはようございます。

平成19年第4回定例会を開催するに当たり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（池口公二）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番、大石哲雄君、6番、畑山 豊君を指名します。

---

日程第2 会期の決定

議長（池口公二）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

---

日程第3 諸般の報告

議長（池口公二）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成19年9月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び去る11月に実施しました西牟婁郡町議会議長会の政務調査報告書と今定例会までに提出されています「後期高齢者医療費制度の見直しを求める陳情書」につきましては、お手元に配付しておりますのでよろしく願いいたします。

また、平成19年第3回9月定例会において可決されました「後期高齢者医療費制度の見直しを求める意見書」につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合長あてに9月20日付で送付しましたのでご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、12月13日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（池口公二）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成19年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことにお忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、住民の方々との協働で醸し出しています彦五郎公園のイルミネーションがともり、師走を感じる今日このごろですが、本年を振り返ってみますと、地球温暖化による異常気象や中越沖地震、また子供を巻き込んだ痛ましい出来事や食の安全を無視した違法な販売など、多くの予期しない出来事が発生しましたが、幸いにして当町では大きな影響もなく安堵しているところです。

しかしながら、10月に職員の不祥事が発覚し、11月5日付で懲戒免職処分を行ったところですが、町民の皆様には多大な不信を与えましたことにつきまして深くおわびを申し上げたいと思います。職員には二度とこのような不祥事が発生しないよう綱紀粛正を再度周知したところです。

一方、身近な明るい出来事では、念願の高速道路が南紀田辺インターチェンジまで南進しました。当町にとっては日常生活の利便性や企業誘致、経済の活性化に多大な効果

があるものと喜んでいきます。

また、町行財政につきましては、10月から11月にかけて町内6カ所で、各課の担当職員により、財政や町税の収納状況、災害に備えての取り組み、健康管理や児童生徒の安全などの主要施策をテーマに町政報告会を実施し、報告したところでございます。大型事業であります市ノ瀬橋の架け替え工事や朝来小学校の建築工事、公共下水道事業等も予定通り進捗するとともに、ソフト事業につきましても、災害に備えてのハザードマップや国民保護計画の策定、各種福祉医療施策や教育環境の充実等にも取り組みました。

次に、第2次市町村合併についてであります。法期限が平成22年3月末であることから、合併を推進するのか単独行政を維持するのかの方向性を、遅くとも明年10月ごろまでに決定しなければなりません。

こうしたことから、年明け早々に庁内に検討委員会を設置して、当町の行財政の分析や国、県、付近市町の動向と当町の未来像を検討し、その資料をもとに議会の皆さんや町民の皆さんと協議して合併についての結論を出したいと考えていますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成18年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定が16件、条例の改正が3件、制定が4件、平成19年度一般会計並びに特別会計補正予算が合わせて10件、工事請負契約の締結関係3件の合計36件でございます。

それでは、ご審議をお願いいたします諸議案につきましての、その概要をご説明いたします。

議案第45号から第60号までの案件につきましては、平成18年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。決算審査特別委員会におきまして、慎重なるご審議とご示唆をいただいております。何とぞ、本議会におきましてのご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第69号は、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院の勧告により給与法が改正されたことに伴い、職員の給与等について所要の改正をするものであり、改正内容は、初任給を中心に係長までの若年層に限定した引き上げ、及び子供等の扶養手当につきましては6,000円から6,500円に、期末・勤勉手当につきましては、年間0.05カ月を引き上げて4.45カ月から4.50カ月に改定するものです。

議案第70号は、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例であります。前議案の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例と同様

に所要の措置を講ずるものでございます。

議案第71号は、平成20年1月1日から同年1月31日までの間における町長の給与の減額に関する条例であります。本年の11月5日付をもって懲戒免職処分とした職員の不祥事についての管理者責任として、20年1月分の給与について10%の減額をするものです。

議案第72号は、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。今回、第6条の「入居者の資格」に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の第2条第6号に規定する「暴力団員でないこと」を追加し、暴力団員の入居防止を図るものでございます。

なお、暴力団員の把握につきましては、田辺警察署と平成19年11月1日付で、暴力団員による上富田町営住宅の使用制限に関する協定により、情報の提供や警察官の支援要請をできるよう締結しています。

議案第73号は、上富田町一般職員の任期付職員の採用に関する条例であります。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めて職員を採用することができるよう措置するものであり、平成20年度に高速道路に関連して3名、和歌山地方税回収機構へ1名、21年度には和歌山県後期高齢者医療広域連合へ1名の出向等の要請があります。

また、今後の事業計画としましては、生馬小学校や公共施設についての耐震施策等に取り組む予定であり、専門的知識を有する職員が必要となることから制定するものでございます。

議案第74号は、さわやか上富田まちづくり寄付条例であります。この条例は、上富田町の恵まれた自然環境を後世に継承していくとともに、後世を受け継ぐ子供たちの健全な育成と安心安全なまちづくりを推進するに当たり、上富田町への思いを持ち、また共感する人々から寄付金を募り、それを財源に、その意思を具体化することにより個性豊かなふるさとづくりと協働のまちづくりに資することを目的として制定するものであります。なお、規則で、寄付金の額につきましては1口1万円としています。

議案第75号は、上富田町自転車等放置の防止に関する条例であります。この条例は、公共の場所（駅の駐輪場や道路、河川、公園等）に自転車や原動機付自転車等の放置を規制することにより、環境の悪化を防止し、良好な生活環境の形成に資することを目的に制定するものでございます。

議案第76号は、平成19年度上富田町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回、既定額に1億9,891万円を追加し、歳入歳出予算総額を53億910万円と定めています。



補正予算の概要は、まず給与費関係につきまして、退職、人事異動及び人事院勧告に伴う議案第69号の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例による調整等をしております。

総務費では、平成20年度課税に係る税制改正に伴うシステムの改修委託料200万円等を追加しています。

民生費では、特別会計介護保険及び国民健康保険事業への繰出金並びに障害者福祉に係る給付費等について、また、衛生費につきましては、上大中清掃施設組合への本年度分の負担金等がほぼ確定しましたので所用額を追加措置しています。

農林水産業費では、猿やアライグマの有害駆除捕獲補助金として39万円、紀の国森づくり基金活動事業として、生馬愛郷会所有山林へ広葉樹を植樹するため所要額450万円を措置しております。

土木費では、道路台帳整備のための委託料270万円等を措置しています。なお、特別会計公共下水道事業への繰出金につきましては、消費税の還付金がありましたので1,198万7,000円の減額措置をしております。

消防費では、田辺市への消防事務業務委託料につきまして、本年度分の負担金がほぼ確定しましたので1,793万3,000円を追加しています。

教育費の中学校費では、各クラブ活動において優秀な成績をおさめました。今後の活動の振興を促進することから、振興補助金として110万円を追加措置しています。

また、体育施設管理費では、より一層のスポーツ振興を図るため、スポーツセンターの球技場及び多目的広場につきまして、張り芝の改修を計画しています。

最後に、市ノ瀬財産区、市ノ瀬愛郷会、生馬愛郷会よりそれぞれ10万円の寄付がありましたので、中学校費に図書購入費を措置しております。この場をおかりしまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

一方、歳入につきましては、国・県支出金、財政調整基金ほか基金から6,310万円及び前年度繰越金等で、現在見込み得る範囲で充当補填しています。

次に、議案第77号の平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)から議案第85号の平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第2号)までの9件につきましては、給与関係に係る調整及び現在までの実績等をもとに、それぞれの所要の経費について見込み得る範囲で補正措置をするものです。

議案第86号は、平成18年度繰越第1号小学校管理事業朝来小学校屋内運動場建築工事の工事請負変更契約の締結についてであります。変更内容の概要は、朝来財産区よりご寄付をいただきました緞帳の設置及び校舎との渡り廊下のバリアフリー化等で、1,026万4,800円の増額をするものでございます。

議案第 87 号は、平成 19 年度 公共下水道事業 生馬下水道管（5 工区）布設工事の工事請負契約の締結についてであります。工事の内容は、開削工法により管径 200 ミリ硬質塩化ビニール管ほかを総延長 1,610 メーター埋設するものであり、指名競争入札の総合評価方式により、安藤建設株式会社大阪支店と 5,029 万 3,950 円で契約を締結するものでございます。

議案第 88 号は、平成 19 年度 国災第 20 号 公共土木施設災害復旧事業 町道射矢ノ谷線道路災害復旧工事の工事請負契約の締結についてであります。工事内容は、本年 7 月の台風 4 号により被災したので、鋼製受圧板アンカー、植生基材吹きつけ等により復旧するものであり、指名競争入札により、株式会社タニガキ建工と 4,171 万 8,600 円で契約を締結するものです。

これは、予定価格が 5,000 万円以上になっている関係上、4,171 万 8,600 円でも議会の議決が必要となりますので、よろしくをお願いします。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（池口公二）

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前 9 時 46 分

---

再開 午前 9 時 48 分

---

---

#### 日程第 4 議案第 45 号～日程第 19 議案第 60 号

議長（池口公二）

再開いたします。

この際、日程第 4 議案第 45 号、平成 18 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、日程第 19 議案第 60 号、平成 18 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件まで、16 件を一括議題とします。

決算認定については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。

お手元に配付してありますとおり決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

平成19年12月13日、上富田町議会議長池口公二殿。

決算審査特別委員会委員長畑山 豊。

決算審査報告書。

平成19年第3回9月定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定について下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、議件。議案第45号、平成18年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第46号、平成18年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、議案第47号、平成18年度上富田町特別会計高額療養費貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第48号、平成18年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について、議案第49号、平成18年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、議案第50号、平成18年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について、議案第51号、平成18年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、議案第52号、平成18年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業歳入歳出決算認定について、議案第53号、平成18年度上富田町水道事業会計決算認定について、議案第54号、平成18年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第55号、平成18年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、議案第56号、平成18年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、議案第57号、平成18年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、議案第58号、平成18年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、議案第59号、平成18年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、議案第60号、平成18年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

2、審査結果。全議案を認定とする。

3、審査年月日。平成19年10月3日、10月15日、10月17日、10月18日、10月23日、11月6日。

4、審査内容につきましては、別紙のとおりです。

以上です。

議長（池口公二）

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、6番、畑山 豊君。

6番(畑山 豊)

おはようございます。

決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

平成18年度一般会計並びに特別会計の決算認定につきましては、9月定例会において決算審査特別委員会に付託され、閉会中6日間にわたり審査を行いました。

当委員会に付託された、議案第45号、平成18年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、議案第60号の平成18年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件まで16件についての審査結果は、委員会として認定するということに決した次第であります。

決算審査報告書を提出しておりますので、簡単にその内容について報告をさせていただきます。

まず始めに、3ページ、4ページの一般会計につきましては、歳入関係、歳出関係についてと年度別の一般会計収支実績表を記載しております。

平成18年度決算額を申し上げますと、歳入歳出差し引き額は9,173万6,000円であり、翌年度への繰り越すべき財源2,793万5,000円を除いた実質収支は6,380万1,000円であります。

3ページの歳入関係について、前年度と比較した主な増額項目を申し上げますと、町税全体では2.3%、金額にして3,054万6,000円、地方譲与税では38.1%、4,955万8,000円、配当割交付金で46.6%、265万9,000円、地方交付税のうち特別交付税が0.8%、177万3,000円、県出資金で13.6%、3,028万7,000円、寄付金で976.4%、3,474万2,000円、繰入金で55.2%、1億5,255万5,000円、諸収入で139.0%、1億1,447万3,000円、町債で27.7%、2億1,140万円が増加となっております。

町税では、町民税、軽自動車税、入湯税が昨年に比べて増となっており、寄付金については、教育費寄付金及び消防費寄付金として、社団法人朝来愛郷福祉協会、朝来財産区より朝来小学校の図書、備品購入、上富田中学校の図書購入、朝来駅トイレ改修工事、防災備蓄庫購入について寄付があったものであります。

また繰入金では、特別会計砂利採取碎石事業、小集落改良住宅基金、減債基金よりの繰り入れによる増。

諸収入の増は、主に雑入では平成16年度損害賠償請求に係る供託金の戻入と和解金の納入が大きなものとなっております。

町債については、朝来小学校建築に伴う事業債の増が大きく、また、今年度は県総合

防災情報システム整備工事に係る防災情報システム整備事業債、18年5月の豪雨に伴う現年発生公共土木施設災害復旧債等による増となっております。

減額では、主に利子割交付金、地方特別交付金、普通交付金、分担金及び負担金、財産収入、繰越金等が減少となり、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金についても昨年度に続き若干減少の傾向となっております。

平成16年度から国が進めている三位一体の改革により、地方交付税、補助金の削減など、年々地方財政が厳しさを増しており、我が町においても財源の確保が極めて厳しい状況になっており、今後さらに厳しい財政運営が予測されます。

自主財源では、対前年度で10.4%、2億1,866万9,000円の増加となっておりますが、自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度となるものであるから、できる限り自主財源の確保に努めるべきであると指摘をしております。

次に、4ページの歳出関係についてですが、性質別の構成比では、消費的経費が47.8%、金額にして30億1,409万7,000円で、このうち人件費は前年度に比べ8.0%、扶助費では0.4%の減となり、物件費では3.5%、維持補修費で19.0%、補助費等で38.0%増加しております。その結果、消費的経費では前年度に比べ8.5%、2億3,514万4,000円の増となっております。

次に、投資的経費の構成比は29.8%、金額にして18億7,974万5,000円で、普通建設事業費について見ると対前年度比では7.3%の増となっており、このうち補助事業費は前年度に比べ32.8%の増、単独事業費は18.2%の減となっております。これは、補助事業では今年度も朝来小学校校舎建築事業、改良住宅改善事業、水穂住宅によるものが大きく、単独事業費の減は完成が近い市ノ瀬橋改良事業費の減等によるものであります。

また、災害復旧事業費では前年度と比べ775.9%の増で、現年発生 of 公共土木施設災害復旧、農地災害復旧事業によるものであります。

なお、公債費は前年度に比べ0.6%の増と、特に大きな変化はありません。

当年度一般会計収支実績の形式収支では、実質収支で6,380万1,000円の黒字、単年度収支についても210万3,000円の黒字となっております。

今後においても、行政効果の検討や事務事業のさらなる見直しを行うことはもとより、施策の選択、再構築など、限られた財源を有効に活用され、強固で弾力的な財政体制を確立し、健康で明るい豊かなまちづくりに向けて、なお一層の努力を望むものとしております。

次に5ページは、歳入の年度別、款別の状況の表を掲載しております。

平成18年度の歳入合計で申し上げますと63億9,386万4,000円で、このうち自主財源は23億2,549万8,000円で、構成比では36.4%、また、依存財源では40億6,836万6,000円で、構成比は63.6%となっております。

6ページでは、自主財源と町税の状況を示しております。自主財源は、前年度より10.4%、金額にして2億1,866万9,000円の伸びを示していますが、今後においても、いかに自主財源を確保して歳入構成が安定的となるよう創意工夫が必要になると思われるので、さらなる努力をされたいとしています。

町税の収入額は13億7,149万2,000円で、全体的に見ると前年度より2.3%の増となっております。

このうち、町民税は前年度より9.1%、金額にして4,534万2,000円の増、固定資産税は2.2%減、軽自動車税は3.4%増、町たばこ税は1億76万5,000円で前年度より0.5%減で、また、前年度より課税している入湯税については198万5,000円の収入で、前年度に比べて5.6%増となっております。

町税の未収金は総額で1億6,304万円、徴収率は88.7%であり、徴収率の高い低い町が町の財政運営に大きな影響を及ぼすことになるので、徴収率の向上に努め、また、税負担の公平の観点に反することにならないよう、納税意識の普及向上に努められたいと指摘をしているところであります。

次に、7ページの町債の状況では、本年度の町債の借り入れ額は9億7,545万円で、平成18年度末町債残高は65億528万3,000円と、前年度より3億2,092万8,000円の増となっております。これは主に朝来小学校校舎建築事業等に伴うものであり、今後においても償還能力を十分考慮し、引き続き適正な財政運用に努められたいとしております。

次に7ページから9ページにわたり、歳出について各年度の目的別決算額、消費的経費、投資的経費、経常収支比率、公債費のそれぞれの状況を記載しております。

歳出の決算総額は63億212万8,000円で、前年度比では7.1%の増加となっております。

特に経常収支比率の状況では、本年度の経常収支比率は89.6%で、前年度に比べ0.4%増となっております。経常収支比率は一般的に70%以下が望ましいとされています。80%を著しく超えているので、その原因を究明され、経常経費の抑制に留意し、一層財政構造の弾力性の確保に努められたいと指摘しております。

次に、10ページの特別会計の決算額表についてであります。15の特別会計についての決算額を記載しております。各特別会計につきましても、それぞれ審査を行っております。

その概要を申し上げますと、まず始めに11ページの国民健康保険事業会計についてであります。

本年度においては、実質収支は1,089万2,000円で黒字となっており、また、18年度末の基金積立金総額は1億762万6,000円となっています。

歳出の保険給付費については前年度より5.0%、金額にして4,547万2,000円の増、また、介護納付金についても前年度より0.4%、金額にして41万5,000円の増となっていますが、以前に比べると比較的少ない増加となっています。

これは、かみとんだ体操の普及等、健康づくり事業や予防対策に積極的に取り組んでいる成果であり、今後も国民健康保険の事業運営は一層厳しさを増すものと予想されるので、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、引き続き健全な財政運営に努められたいとしております。

なお、参考に、県の国民健康保険実態調査によると、平成17年度での上富田町の1人当たり医療費額で、一般、退職、老人の計を平均した場合、27万6,326円で、これは県下では一番少ない額ということであります。

次に、介護保険会計についてであります。

本年度の実質収支は223万6,000円となり、歳出では保険給付費が前年度より1.5%、金額にして1,138万7,000円の減となっています。

平成12年4月に導入された介護保険事業も8年目を迎え、年々制度が浸透しており、平成18年度においては介護予防を重視した制度の改正があり、当町においても地域包括支援センターを設立し、高齢者への自立した日常生活の支援、また、独自の取り組みであるてんとうむし教室等、介護予防事業に積極的に取り組んでいるところであり、その効果が出てきていると考えます。今後も高齢化の進行により介護を必要とする人の増加が予想される中で、介護予防を含めた介護保険事業の効率的かつ安定的な保険財政の運営に努められたいとしております。

次に、町営砂利採取砕石事業会計についてであります。

本年度の実質収支は46万2,000円であり、歳入は前年度より745.2%、3億5,439万6,000円の増、また、歳出でも750.6%、3億5,428万8,000円と、それぞれ増加となっています。砂利売り上げ収入は、昨年度から実質的に砂利プラントの操業がなく、在庫量の販売のみとなり、前年度にくらべて20.7%、837万3,000円の減となっています。

なお、今年度の大きな増加については、歳入は砂利企業基金からの繰入金と一般会計からの繰入金で、歳出では一般会計への繰出金が大きく増となっており、これは有限会社福助堂の損害請求賠償金に伴うものであります。

また、18年度末の基金積立金の総額は9,218万3,000円となっています。これまで一般会計の貴重な財源として確保され、住民福祉等の増進に向けて寄与されてきたが、砂利事業としての収益は見込めず、基金積立金による会計の運営のみになると思われる、砂利採取砕石事業会計の方向性について検討をされたいと指摘をしております。

次に12ページ、宅地造成事業会計の決算は、実質収支が5億2,035万2,000円の赤字であります。保有土地の保有高は7億8,226万5,935円となっており、今後も分譲宅地の早期売却、保有土地の売却に向けてさらに努力され、健全財政の運営維持に努められたいと指摘をしております。

共同污水处理施設事業については、平成18年度末の共同污水处理基金総額は1億1,623万1,000円となっています。公共下水道事業が推進されている中で、基金積立金について今後の運用方針を検討されたいと指摘をしております。

水道事業会計では、5,247万円の黒字であり、これにより本年度の年度末、累積欠損金は2億5,406万2,000円となり、前年度より欠損金が本年度の黒字額分減額となっています。

平成16年度の水道料金改正から3年が経過し、年々純利益も増え、財政の健全化に取り組んでおり、今後においても、さらに公営企業の原則である経営の健全化に取り組まれ、安全で安定した水の供給に努められたいとしております。

その他の特別会計につきましても詳細にわたりご報告申し上げるのが本意ですが、13ページに記載しておりますので、お目通しをお願いします。

次に、14ページには全会計の未収金を平成19年3月31日現在で示しています。また、平成18年度末の現年度分についての収支未済額、徴収率についても記載しております。

未収金につきましては、全会計を一括して内容の説明を受け、審査を行いました。

全会計の平成18年度末の未収金は総額で5億647万735円で、前年度に比べ約310万円の減となっています。

町税等の徴収取り組みについては、未収金対策協議会を中心として、各課の連携を行いながら、コンビニ収納、滞納に対する制限措置に関する条例の施行、県外への徴収、また、全職員及び管理職による未収金徴収、国保税滞納者の資格証明書の発行、水道料の悪質未納者に給水停止等、職員が一丸となって行っている現状であります。

コンビニ収納の18年度実績についても、利用件数は4税合計で7,688件、金額にして1億39万7,000円となっており、12.2%がコンビニ納付された結果となっています。このコンビニ収納は納税者の収納機会を拡大するものであり、徴収率の



向上につながるものである。今後も引き続き利用促進に取り組みたい。

また、平成18年度からは、大口滞納者については4月1日に設立された和歌山地方税回収機構への移管を行っており、移管予告アナウンスによる間接効果、さらには20件移管により徴収成果を上げています。

今後においても新しい未収金をつくりださないことを基本に置き、未納者個々の個別実態調査、分析を行い、収納、未収金対策については、税及び各種使用料の滞納者に対し、未収金対策協議会を中心に、各課が一体となり、納税義務履行の公平、公正を期するため、特に悪質滞納者については引き続き和歌山地方税回収機構への移管等、必要に応じて法的措置も考慮に入れ、さらなる徴収に努力をされたいと指摘をしております。

次に16ページでは、委員会での個別指摘事項を記載しております。

個別指摘事項につきましては7点あります。

まず1点目は、各種施設運営補助金等については、運営状況報告を受けるとともに、利用者等と直接的に意見を交わし、適切に補助金とその育成、助成になっているか精査するように努められたい。また、各種団体、協議会等への補助、手当等の支給についても、活動状況を十分認識して適切に支給されたい。

2点目は、一般会計に及ぼす三位一体の改革の影響、地方交付税、負担金削減、税源移譲をつかみ、全職員の認識にするとともに、国民健康保険事業会計では国庫負担の削減が会計を極めて厳しいものに行っている中で、この実態を把握して職務の向上に努められたい。一般会計では、実質収支額は黒字となっているが、その実態は減債基金、特別会計からの繰り入れによるものであり、実質は赤字会計である。よって、すべての地方債の実態と赤字についての厳しい状況の把握をされたい。

3点目は、公営企業会計の赤字とその将来的経営方針の確立及び公共下水道事業、農業集落排水事業についても、年次別に各事業の進捗目標状況を体系化し、提示されたい。

4点目は、公立紀南病院の経営については、累積赤字の解消とともに財政健全化計画、経営を行い、地域住民の健康の核としての役割を果たすよう要望されたい。

5点目は、ごみ問題については、一般廃棄物処理場の期限が間近に迫る中で、今後の基本方針（処理方法等も含む）を確立されたい。また、産業廃棄物の処理についても明確化されたい。

6点目は、コミュニティ・バス運行事業については、来年度の見直しに伴い、より一層住民の福祉バス充実に努められたい。

7点目は、男女共同参画の社会づくりについては、基本法の本旨にのっとり、町の取り組み方針を明確にされたい。

以上、7項目にわたり指摘をしております。

以上をもって、平成18年度決算審査特別委員会の審査の経過報告とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（池口公二）

以上をもって決算審査特別委員長の報告を終わります。

10時35分まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時22分

---

再開 午前10時35分

---

議長（池口公二）

再開いたします。

皆さんにお諮りいたします。

日程第4 議案第45号、平成18年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、日程第19 議案第60号、平成18年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件まで、一括して質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、一括して質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

---

#### 日程第4 議案第45号

議長（池口公二）

それでは、日程第4 議案第45号、平成18年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶 治君。

12番（井潤 治）

議案第45号、平成18年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

まず最初に申し上げたいのは、三位一体の改革を含めて非常に厳しい財政状況の中で、図らずも黒字に一般会計がなされているという点についての努力については、評価をしておきたいと思います。

しかし、中でも、他会計からの繰り入れ等々がなければ実質的に一般会計が赤字になっているという状況については、深い認識を持たなければならないということに私自身も思っております。

反対の理由を申し述べたいと思います。

まず、三位一体の改革でどういうことが起こっているのかという問題です。

1つは地方交付税、普通交付税の削減の問題であります。

私はいつも言うのですが、対前年度比で見ますと本当に少ない、わずかとはいえわずが、削られているのは大変なのですけれども、三位一体の改革というのは平成13年、2001年から始まっております。平成12年を基準にしますと、その前は臨調行革路線といいまして、その前も交付税を含めて削られていたわけですけれども、一応、平成12年、2000年というのを基準にしてみますと、平成18年度は、実際の数字で、地方、普通交付税につきましては6,439万3,000円。この間6年間の間に上富田町は、そういう形で計算していきますと、各年度の差額を足していきますと、全体で25億7,000万等について地方交付税が削られております。そういう中であって、この財政運営は本当に厳しい大変なところだろうと思います。

さらに、それだけではなしに国庫負担の保育所などの運営費の削減等々も含めると本当に財政運営というのは厳しいという点でありますけれども、そのことが大きくこの地方財政にのしかかっているという点が第1点であります。

また、消費税等々が含まれておりますし、またそれ以外にも、その中であっても、まだまだ考えていかなければならない支出の問題が決算委員長のもとで指摘されておりますけれども、そういうことも含めて、一応評価をしつつ、今のこういう状況の中にあってもそのことがある限り非常に地方財政は厳しい、それが影響を受けている会計だという点で反対をいたします。

議長（池口公二）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田 誠君。

7番（奥田 誠）

議案第45号から議案第60号までの平成18年度上富田町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算認定に賛成をいたします。

賛成については、今、畑山委員長から詳細なる報告をいただきました。そしてまた、私も全日程の審査日に傍聴はできなかつたのですが、細かい審議を決算委員会の中でしていただいたと、私は思っています。そして特に未収金についてはコンビニ収納とか地方の回収機構等の徴収も大幅な徴収もしていただいております。私はそれによって賛成をいたします。

議長（池口公二）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第45号、平成18年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池口公二）

挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### 日程第5 議案第46号

議長（池口公二）

日程第5 議案第46号、平成18年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤 治君。

12番（井潤 治）

議案第46号、平成18年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について反対をいたします。

この会計自身も、国庫負担金が削られているという状況があります。そういう中であって国民健康保険税を据え置いてきたという点につきましては、評価をしておきたいと思います。

特に国庫負担の問題ですけれども、06年は、平成18年度は財政調整基金は7%ですけれども、これが59%のうちになりますから6.3%、そして、定率国庫負担というのが34%になっているのですけれども、これは給付の7割に対する34%で、実質は23.8%です。この2つを足してみますと30.1%になります。

医療費全体からいきますと、かつては45%あった全体の負担金が、医療費全体の負担金が45%あったのが、給付費の34%、定率国庫負担金が34%、調整交付金は9%となっているわけですが、そういう中で、その全部やりますと、全医療費に対することに直しますと全医療費の30.1%、つまり、全体100%としますと30%しか国庫負担がきていないと。そういう中で財政運営をやらなきゃいけない。医療政策をとらなきゃいけない。そういう点については、値上げもしないで医療費を下げているという点についての実績については評価をしたいと思います。

しかし、そういう今申しましたような国の施策によるところの地方へのお金が回ってこさせないやり方が含まれて、それを受けた会計ということで反対をいたします。

以上です。

議長（池口公二）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第46号、平成18年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(池口公二)

挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

日程第6 議案第47号

議長(池口公二)

日程第6 議案第47号、平成18年度上富田町特別会計高額療養費貸付事業歳入歳出決算認定について討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第47号、平成18年度上富田町特別会計高額療養費貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

日程第7 議案第48号

議長（池口公二）

日程第7 議案第48号、平成18年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶 治君。

12番（井濶 治）

議案第48号、平成18年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について反対をいたします。

当初予算の審議のときに申しましたとおり、老人医療につきましては、非常に老人に対する厳しい会計、あるいは地方財政からの繰り入れが大きく左右する会計となってきました。

これは来年の4月をもって後期高齢者医療に継がれていくわけでありますけれども、そういう意味で反対いたします。

議長（池口公二）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第48号、平成18年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池口公二）

挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

---

日程第 8 議案第 4 9 号

議長（池口公二）

日程第 8 議案第 4 9 号、平成 1 8 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 4 9 号、平成 1 8 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

日程第 9 議案第 5 0 号

議長（池口公二）

日程第 9 議案第 5 0 号、平成 1 8 年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業歳入歳出決算認定について討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。



次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号、平成18年度上富田町特別会計町営砂利採取碎石事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

#### 日程第10 議案第51号

議長(池口公二)

日程第10 議案第51号、平成18年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第51号、平成18年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

日程第11 議案第52号

議長(池口公二)

日程第11 議案第52号、平成18年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号、平成18年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

日程第12 議案第53号

議長(池口公二)

日程第12 議案第53号、平成18年度上富田町水道事業会計決算認定について討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(池口公二)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、平成18年度上富田町水道事業会計決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

---

日程第13 議案第54号～日程第19 議案第60号

議長(池口公二)

さらに皆さん方にお諮りいたします。

日程第13 議案第54号、平成18年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件から、日程第19 議案第60号、平成18年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての質疑は終了してございます。

討論についてでございますが、討論がないようでしたら一括して採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

一括して採決させていただきます。

日程第13 議案第54号、平成18年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件から、日程第19 議案第60号、平成18年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件まで7件を一括で採決させていただきます。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(池口公二)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

11時まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時52分

---

再開 午前11時00分

---

議長(池口公二)

再開いたします。

---

日程第20 議案第69号～日程第39 議案第88号

議長(池口公二)

この際、日程第20 議案第69号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第39 議案第88号、工事請負契約の締結について(平成19年度国災第20号 公共土木施設災害復旧事業 町道射矢ノ谷線道路災害復旧工事)の件まで、20件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、小倉君。

総務政策課長(小倉久義)

それでは、議案第69号から議案第75号までについて説明をさせていただきます。

まず議案第69号でございますが、議案第69号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)。

第1条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表」を別紙のように改める。

第14条第3項中「1人につき6,000円」を「1人につき6,500円」に改め、

「職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、」を削る。

第20条第2項中「100分の72.5」を「100分の77.5」に改める。

第2条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の77.5」を「100分の75」に改める。

附則。施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第20条第2項の規定は、同年12月1日から適用することとしております。

次項、3以下につきましては経過措置を定めておりますので、お目通しのほどお願いをいたします。

この改正する条例案は、人事院の勧告により給与法が改正されたことに伴いまして、職員の給与等について所要の改正をするものであります。

参考資料とともに俸給表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、勤勉手当につきましては、本年の12月に支給する率について100分の72.5カ月分から100分の77.5カ月分に改定するものであります。及び第2条の規定により、20年からの6月と12月分についてはそれぞれ100分の75カ月分とすることに改定するものでございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第70号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表」を別紙のように改める。

この別表につきましては、新旧対照表とともに添付をしておりますので、お目通しをお願いいたします。

附則で、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、

平成19年4月1日から適用することとしております。

この改正案につきましては、前議案の第69号と同様に改正するものでありまして、扶養手当と勤勉手当につきましては、前議案同様に規定に従い適用することとしております。

議案第71号をお願いします。

議案第71号、平成20年1月1日から同年1月31日までの間における町長の給与の減額に関する条例。

平成20年1月1日から同年1月31日までの間における町長の給与の減額に関する条例を別紙のように制定する。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

平成20年1月1日から同年1月31日までの間における町長の給与の減額に関する条例(案)。

平成20年1月1日から同年1月31日までの間における町長の給料月額は、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の規定にかかわらず、町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例第2条第1項の規定による額から当該額の100分の20に当たる額を減じて得た額とする。

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

この案につきましては、本年の11日5日付をもって懲戒処分とした職員の件に係る不祥事について、管理責任として20年1月分の給与について10%の減額をするものでございます。ちなみに現在、行政改革の一環として10%減額を実施していますが、今回の減額により、町長につきましては72万円から57万6,000円ということで、14万4,000円の減額となります。

続きまして、72号をお願いいたします。

議案第72号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

上富田町営住宅管理条例の一部を別紙のように改正する。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例(案)。

第1条、上富田町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第6条中「(4)現に住宅に困窮していることが明らかな者であること」の次に「(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この条例の改正案につきましては、今回、第6条の「入居者の資格」に、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の第2条第6号に規定する「暴力団員でないこと」を追加し、暴力団員の入居防止を図るものでございます。

なお、暴力団員の把握につきましては、田辺警察署と去る19年11月1日付で、暴力団員による上富田町営住宅の使用制限に関する協定によりまして、暴力団であるかどうかの照会や情報の提供、また、状況によりまして警察官の支援要請ができることとしております。

続きまして、議案第73号をお願いいたします。

上富田町一般職員の任期付職員の採用に関する条例。

上富田町一般職員の任期付職員の採用に関する条例を別紙のように制定する。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町一般職員の任期付職員の採用に関する条例（案）。

まず、1条で趣旨をうたっております。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条におきましては、職員の任期を定めた採用につきまして、任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができるということを定めております。

この条項の(1)(2)(3)(4)項につきましてはお目通しをお願いいたします。

3条で任期の更新ができることを定めております。

それから、施行期日ですけれども、この条例は公布の日から施行するものとしておりまして、この案につきましては、国の法律に基づきまして、任期を定めて職員を採用することができるよう措置するものであり、平成20年度から高速道路に関連して3名、それから和歌山地方回収機構へ1名、及び21年度には和歌山県後期高齢者医療広域連合へ1名の出向を要請されていること、また、今後の業務として生馬小学校の建築や耐震施策等に取り組む計画であり、専門的知識を有する職員が必要となることから制定するものであります。

なお、現在の予定は、採用期間につきましては基本的には3年間とし、最長では法に

よる5年間としまして、給与等の待遇につきましては一般職員の給与等に関する条例を適用することとしております。

なお、この条例を可決していただきましたら、1月より募集をし、技術職2名と事務職1名の採用を現在予定しております。

続きまして、議案第74号をお願いいたします。

さわやか上富田まちづくり寄付条例。

さわやか上富田まちづくり寄付条例を別紙のように制定する。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

さわやか上富田まちづくり寄付条例(案)

まず1条ですが、目的です。

この条例は、上富田町の恵まれた自然環境を後世に継承していくとともに、後世を受け継ぐ子供たちの健全な育成と安心安全なまちづくりを進めるに当たり、上富田町への思いを持ち、また共感する人々から寄付金を募り、それを財源にその意志を具体化することにより、個性豊かなふるさとづくりと協働のまちづくりに資することを目的とすることとしております。

そして、第2条で事業の区分を定めております。

前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとするということで、まず1番ですけれども、自然環境の保全に資する事業、それから2番目で、子供たちの健全な育成と安心安全なまちづくりに資する事業、それから3番目で、その他目的達成のために町長が必要と認める事業に充当するという考えを持っております。

続きまして3条につきましては、このお金の管理をうたっております。

基金の設置ということで、前条に規定する事業に充てるため寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するために、さわやか上富田まちづくり基金を設置することとしております。

なお、4条以降につきましては、この基金の管理運用についての事項を定めておりますので、お目通しをお願いいたします。

そして附則ですが、この条例は、平成20年4月1日から施行するということを決めております。

なお、規則で、寄付金の額につきましては、1口1万円としておりますが、町長が認める場合はこの限りでないということも中に入れております。

また、この寄付金を活用して事業を実施したときは、寄付者に報告をすることの条項



も規則の中で定めております。

また、今後の検討課題であります。寄付者には町の状況やイベント等の情報等を提供していきたいというふうなことも考えております。

続きまして、議案第75号をお願いいたします。

議案第75号、上富田町自転車等放置の防止に関する条例。

上富田町自転車等放置の防止に関する条例を別紙のように制定する。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町自転車等放置の防止に関する条例（案）

まず第1条ですが、目的で、「この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、環境悪化の防止に努め、良好な生活環境の形成に資することを目的とする。」としております。

毎年のことですが、高校の卒業式以後、朝来駅付近に放置自転車等が何台もあり、処分の方法がないのが実態でございます。こうしたことから、駅前に限らず、公共場所全体について放置自転車を処分することを定めるものでございます。

第2条で定義を定めております。この公共の場所という定義ですが、「道路、河川、公園その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。」ということ定めております。

それから、自転車等ということにつきましては、自転車、自動二輪車及び原動機付自転車ということ定めています。

それから、放置という考えですけども、これにつきましては「自転車等の利用者又は所有者が、当該自転車等から離れているために、直ちにこれを移動することができない状態」という定義をつけております。

それから4番目で、自転車等駐車場ということですけども、「一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。」ということ定めております。

以下、条項につきましては、3条で町長の責務、4条で利用者の責務、5条で放置自転車等に対する措置を定めております。

この5条につきましては、「町長は、自転車等駐車場及び公共の場所において自転車等が放置されていることにより、良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、適切な場所に移動するよう命ずるための警告書を放置されている自転車等に取り付けることができる。」「町長は前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、相当な期間を経過してもなお放置されているときは、当該放置自転車等を移動し、保管することができる。」ということ定めております。

これで、相当な期間ということですが、この期間につきましては規則で7日間というふうに定めております。

それから次に、保管した放置自転車等の措置でございますが、第6条で「町長は、前条第2項の規定により放置自転車等を移動し、保管したときは、その旨を告示するとともに、当該放置自転車等を利用者等に返還するため、必要な措置を講ずるもの」ということを定めておまして、2で「前項の規定による告示の日から起算して3カ月を経過してもなお前条第2項の規定により移動し、保管した放置自転車等を返還できないときは、当該放置自転車等の所有権は上富田町に帰属する。」というふうに定めております。こうしたことによって、上富田町が処分ができるというふうに規定をしております。

それから第7条で、「町長は、この条例に基づく施策を実施するために必要があると認めるときは、警察署、道路管理者その他関係機関と協議するとともに、これらの者に対して協力を要請することができる。」ということで、上富田町独自で処理することができない場合は協力ができるということをごうたっております。

附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、ご承認をくださいますようお願いをいたします。

議長（池口公二）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

それでは、議案第76号について説明させていただきます。

平成19年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

平成19年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,891万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億910万円とする。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、国庫支出金では既定額に今回4,239万9,000円を追加し、6億3,730万5,000円と定めています。

以降につきましては、補正額のみ説明させていただきます。

県支出金については1,270万4,000円を追加、寄付金は30万円を追加、繰

入金につきましては、6,310万円を追加、繰越金は5,380万1,000円を追加、諸収入は2,720万6,000円を追加、町債は60万円の減額。

歳入合計では、既定額に今回1億9,891万円を追加し、53億910万円と定めています。

次の4ページをお願いします。

歳出につきましては、議会費は既定額に今回35万3,000円を追加し、8,180万5,000円と定めています。

以降につきましては、補正額のみ説明とさせていただきます。

総務費は1,199万7,000円を追加、民生費は7,874万4,000円を追加、衛生費は5,679万1,000円を追加、農林水産業費は51万7,000円を追加、商工費は39万6,000円を追加、土木費は1,539万8,000円を減額、消防費は1,816万円を追加、教育費は4,770万9,000円を追加。

次のページをお願いします。

災害復旧費は35万9,000円の減額。

歳出合計では、既定額に今回1億9,891万円を追加し、53億910万円と定めています。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」です。

変更で、4、公営住宅建設事業につきまして、限度額から3,810万円を減額し1億1,340万。5番、臨時財政対策債につきまして、限度額に210万円を追加し1億8,210万。6、上富田スポーツセンター整備事業、限度額に3,540万円を追加し8,940万円としています。

次の8ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

この8ページから11ページにつきましては、お目通しをお願いします。

それでは、各内訳につきまして歳出の方から説明させていただきますので、15ページをお願いします。

3、歳出につきまして、今回の補正は全般的に職員の異動に伴う給与費の補正を行っています。

議会費では35万3,000円の追加、臨時傭人料の追加補正等をしてございます。

総務費の一般管理費では314万3,000円の追加、主なものとしましては、給与費の減額補正及び需用費では県証紙購入費100万円の追加。

次のページをお願いします。

負担金、補助及び交付金では、退手組合特別負担金が確定しましたので1,377万5,000円を追加してございます。

財産管理費では、防災行政無線維持管理費で32万3,000円の減額をしています。交通安全対策費では51万3,000円の追加、これにつきましてはチャイルドシート購入費補助金の追加等でございます。

企画費では631万6,000円の追加。

人権推進費では7万3,000円の追加。

地籍調査費では34万7,000円の追加。

税務総務費では120万4,000円の追加。

賦課徴収費では、平成20年度課税に係る税制改正システム委託料200万円でございます。

次のページをお願いします。

戸籍住民基本台帳費では、給与費の減額等により131万円を減額してございます。

選挙管理委員会費では37万2,000円の追加。

県議会議員選挙費では、選挙経費の精査によりまして32万7,000円の減額をしてございます。

次に、統計調査総務費では13万3,000円の減額、指定統計調査費では、就業構造基本調査等による12万2,000円を追加してございます。

民生費の社会福祉総務費では2,446万9,000円の追加。

次のページをお願いします。

繰出金で、特別会計介護保険への繰出金2,801万9,000円の追加等でございます。

老人福祉費では、平成18年度介護保険利用者負担軽減費県補助金返還金30万円を措置してございます。

障害福祉費では3,899万1,000円の追加です。主なものとしましては、身体障害者施設介護給付費630万、知的障害者施設介護給付費1,290万円の追加等でございます。

次に、社会・児童福祉医療費では特別会計国民健康保険への繰出金323万9,000円の追加でございます。

大谷総合センター運営費では給与費の減額等により155万5,000円の減額でございます。

次に、民生費の児童福祉総務費では359万2,000円の追加です。主なものとしましては、児童手当について給付対象が小学校6年生までに変更となったことによりま

して、扶助費で327万5,000円を措置してございます。

次に、保育所運営費では970万8,000円の追加。

次のページをお願いします。

主なものとして、市ノ瀬保育所へ障害児加配臨時保育士を臨時傭人料等で293万円を措置してございます。

次に、衛生費で、保健衛生総務費では890万9,000円の追加。

予防費では6万1,000円の追加。

環境衛生費では12万2,000円の減額。

清掃総務費では4,794万3,000円の追加、これにつきましては上大中清掃施設組合の負担金、また、合併処理浄化槽補助金につきまして追加をしてございます。

次に、農林水産業費で、農業委員会費では226万7,000円の減額、農業総務費では302万8,000円の減額。

次のページをお願いします。

主なものとしまして、繰出金の特別会計農業集落排水事業への繰出金384万7,000円の減額でございます。

農業振興費では、生活営農資金利子補給金4名分を経営体総合資金融資制度利子補給補助金で5万5,000円を措置してございます。

林業総務費では575万7,000円の追加、主なものとして、紀の国森づくり基金活用事業として、生馬愛郷会の伐採後の山林へ植樹費用として委託料ほか450万円を措置してございます。

次に、商工総務費では39万6,000円の追加、主なものとしましては、企業団地のNTNに係る平成19年度固定資産税額相当額につきまして事業所等設置奨励金31万4,000円を措置してございます。

次に土木費で、土木総務費では249万2,000円の減額。

次のページをお願いします。

道路橋梁総務費では273万4,000円の追加、これにつきましては、町道5路線分の道路台帳整備委託料270万円ほかでございます。

市ノ瀬橋改良事業費では20万3,000円の追加、主なものとしましては、左岸側の土地及び建物の鑑定料13万3,000円でございます。

高速道路推進費では306万3,000円の追加、主なものとしまして大谷本線排水路改修工事設計委託料286万8,000円ですが、これにつきましては、公営住宅建設事業費からの予算の組み替えをしてございます。

次に、河川総務費です。7万2,000円の追加です。

都市計画費では2,112万7,000円の減額、主なものとしましては、特別会計公共下水道事業への繰出金1,198万円の減額です。

次に、住宅管理費では33万円の追加、公営住宅建設事業費では181万9,000円の追加。

次のページをお願いします。

主なものとしまして、役務費の土地鑑定手数料につきましては、鳥淵住宅建て替えに係るもので15万3,000円を措置してございます。

次に、消防費の常備消防費で、田辺市への消防事務業務委託料1,793万3,000円の追加です。

非常備消防費につきましては、県防災行政無線保守管理負担金22万7,000円を措置してございます。

次に、教育費の事務局費では11万8,000円の追加。

小学校管理費では83万3,000円の追加、これにつきましては、岡小学校裏門の修繕料等を措置してございます。

次に、中学校管理費では30万5,000円の追加、これにつきましては、市ノ瀬財産区、市ノ瀬愛郷会、生馬愛郷会よりそれぞれ10万円の寄付申し出がありますので、生徒用図書購入費を措置してございます。

教育振興費では、生徒クラブ活動振興補助金110万円を追加してございます。

次に、社会教育総務費では792万5,000円の減額です。

公民館運営費では226万5,000円の追加です。

次のページをお願いします。

主なものとしましては、生馬公民館のシロアリ駆除による修繕料ほかを措置してございます。

児童館運営費では667万円の減額、図書館運営費では27万円の追加、文化会館運営費では102万6,000円の追加、主なものとしましては、文化会館の照明機材の購入費50万円を措置してございます。

次に、保健体育総務費では688万3,000円の追加をしてございます。

体育施設管理費では4,950万4,000円を追加、主なものとしましては、スポーツセンターの球技場及び多目的広場の張り芝改修工事請負費の補正をしてございます。

次に災害復旧費では、現年発生公共土木施設災害復旧費では35万9,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

これは、工事請負費の減額補正等によるものでございます。

次のページをお願いします。

給与費明細書です。この33ページから35ページにつきましては、お目通しをお願いします。

次に、歳入を説明させていただきますので、12ページをお願いします。

2、歳入でございます。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金ほかで1,823万円の追加。

国庫補助金では、改良住宅等改善事業費補助金ほかで2,416万9,000円の追加。

県負担金では、障害者自立支援給付費負担金ほかで855万5,000円の追加。

県補助金では、林業補助金の紀の国森づくり基金活用事業補助金ほかで435万5,000円の追加です。

県支出金の委託金につきましては、県議会議員選挙委託費ほかで20万6,000円を減額してございます。

次に、寄付金30万円につきましては、市ノ瀬財産区、市ノ瀬愛郷会、生馬愛郷会よりの寄付金でございます。上富田中学校の生徒用図書購入費へ充当してございます。

基金繰入金ですが、さわやか上富田文化と健康づくり基金繰入金につきましては1,410万円の追加です。これにつきましては、教育費の体育施設管理費へ充当していません。

財政調整基金繰入金は4,900万円の追加、今回の補正による一般財源を補填してございます。

なお、今回の繰り入れによりまして、残額につきましては、さわやか上富田文化と健康づくり基金につきましては1億1,464万9,000円、財政調整基金につきましては6,678万6,000円になる予定でございます。

次に繰越金ですが、前年度よりの繰越金5,380万1,000円の追加です。

次のページをお願いします。

諸収入につきましては、雑入の平成18年度分富田川衛生施設組合負担金精算返還金ほかで2,720万6,000円を追加してございます。

町債では、公営住宅建設事業債で3,810万円の減額、臨時財政対策債で210万円の追加、上富田スポーツセンター整備事業債で3,540万円の追加です。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（池口公二）

住民生活課長、清水君。

住民生活課長（清水一則）

議案第77号につきましてご説明いたします。

平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

平成19年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,597万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,098万2,000円とする。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金で既定額から今回39万円を減額しまして、4億6,277万7,000円としております。

4款療養給付費交付金で、既定額に今回4,325万円を追加し、2億229万8,000円としております。

5款県支出金で、既定額から今回12万円を減額しまして、8,899万7,000円としております。

8款繰入金で、既定額に今回323万9,000円を追加し、2億2,079万1,000円としております。

歳入合計では、既定額に4,597万9,000円を追加しまして、17億1,098万2,000円と定めております。

歳出につきましては、1款総務費で、既定額から今回214万円を減額しまして、6,758万5,000円としております。

2款保険給付費で、主なものとしまして、1項療養諸費で8,180万円の追加など、既定額に今回8,630万円を追加して、10億5,818万4,000円としております。

3款老人保健拠出金で、既定額から今回3,501万2,000円を減額して、2億4,358万8,000円としております。

4款介護納付金で、既定額から今回686万3,000円を減額しまして、1億563万7,000円としております。

6款保健事業費で、既定額に今回45万円を追加しまして、2,273万7,000円としております。



9款諸支出金で、既定額に今回324万4,000円を追加しまして、534万4,000円としております。

歳出合計では、既定額に4,597万9,000円を追加しまして、17億1,098万2,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、老人保健医療費の拠出金、介護納付金について診療報酬支払基金から平成19年度の概算見込み額が示され、また、実績により歳入歳出を見直し、調整するものでございます。

歳入につきましては、3款の国庫支出金の療養給付費等負担金で23万7,000円の減額をしまして、3億5,782万5,000円と定めております。これは、療養給付費の34%を見込んでおります。

3款の国庫支出金の財政調整交付金で15万3,000円の減額をしまして、1億495万2,000円と定めております。これは、療養給付費の9%を見込んでおります。

4款の療養給付費交付金の療養給付費交付金で4,325万円を追加し、2億229万8,000円と定めております。

5款の県支出金の県調整交付金で12万円の減額をして、8,719万7,000円と定めております。これは、療養給付費の7%を見込んでおります。

8款の繰入金の一般会計繰入金で323万9,000円を追加しまして、1億2,433万4,000円と定めております。

歳出につきましては、1款の総務費の一般管理費で379万円の減額をしております。これは、職員の異動に伴う調整と法改正による実績報告書等の変更に伴うコンピューターソフトシステム購入費でございます。

賦課徴収費につきましては、165万円の追加をしております。これは、職員の異動に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款の保険給付費の1項療養諸費につきましては、一般、退職療養給付費及び療養費で、既定額に8,180万円を追加しまして、9億4,956万4,000円としております。これは療養給付費、療養費合わせまして、月に現在約7,900万円の支払いの実績に基づき、また伸び等により追加しております。

2款の保険給付費の退職被保険者等高額療養費で240万円を実績等で見込み、追加

しております。

2 款の保険給付費の出産育児一時金で 2 1 0 万円を追加しております。今回 6 名分を見込んでおります。全体では 4 6 名分となります。

3 款の老人保健拠出金で 3 , 5 0 1 万 2 , 0 0 0 円の減額と、4 款の介護納付金で 6 8 6 万 3 , 0 0 0 円の減額をしております。これは、診療報酬支払基金から概算見込み額が示されたものでございます。

6 款の保健事業費の保健衛生普及費で 4 5 万円を追加しております。主なものはパソコン購入費でございまして、平成 2 0 年度から実施される特定健診、特定保健指導において国保連合会システムに接続し、業務を行うものでございまして、本庁と保健センター 2 台分でございます。

9 款の諸支出金の返還金で 3 2 4 万 4 , 0 0 0 円を新たに措置しております。これは、平成 1 8 年度分の療養給付費国庫負担金返還金でございます。

1 0 ページ、1 1 ページの給与明細書につきましては、お目通しのほどよろしく願います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 7 8 号についてご説明いたします。

平成 1 9 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）

平成 1 9 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 9 , 1 7 9 万 8 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 7 万 9 , 0 0 0 円とする。

平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入につきましては、1 款保険料で既定額に今回 1 , 5 0 5 万 6 , 0 0 0 円を追加しまして、1 億 3 , 9 1 5 万 5 , 0 0 0 円としております。

3 款の国庫支出金で、既定額に今回 5 , 3 6 5 万 2 , 0 0 0 円を追加しまして、2 億 6 5 0 万円としております。

4 款支払基金交付金で、既定額に今回 5 , 4 7 3 万 6 , 0 0 0 円を追加して、2 億 5 , 4 7 2 万 7 , 0 0 0 円としております。

5 款県支出金で、既定額に今回 2 , 4 3 0 万 3 , 0 0 0 円を追加し、1 億 2 , 2 4 2 万 7 , 0 0 0 円としております。

6 款財産収入で、既定額に今回 1 万 4 , 0 0 0 円を追加し、1 万 5 , 0 0 0 円としております。

7 款繰入金で、既定額に今回 4 , 1 8 0 万 6 , 0 0 0 円を追加しまして、1 億 6 , 9 3 0 万 6 , 0 0 0 円としております。

8 款繰越金で、既定額に今回 2 2 2 万 6 , 0 0 0 円を追加し、2 2 3 万 6 , 0 0 0 円としております。

9 款諸収入で、既定額に今回 5 , 0 0 0 円を追加しまして、5 7 1 万 2 , 0 0 0 円としております。

歳入合計では、既定額に 1 億 9 , 1 7 9 万 8 , 0 0 0 円を追加しまして、9 億 7 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、1 款総務費で、既定額に今回 6 5 6 万 4 , 0 0 0 円を追加しまして、4 , 0 6 8 万 5 , 0 0 0 円としております。

2 款保険給付費で、主なものとしまして介護サービス等諸費で 1 億 5 , 7 4 6 万 8 , 0 0 0 円の追加など、既定額に今回 1 億 7 , 1 0 6 万 8 , 0 0 0 円を追加しまして、8 億 1 , 2 9 0 万円としております。

3 款の財政安定化基金拠出金で、既定額から 2 万 8 , 0 0 0 円を減額して、8 2 万 2 , 0 0 0 円としております。

5 款地域支援事業費で、既定額に 4 0 万 2 , 0 0 0 円を追加しまして、3 , 0 3 8 万円としております。

6 款諸支出金で、新たに 1 , 3 7 9 万 2 , 0 0 0 円を措置しております。

歳出合計では、既定額に 1 億 9 , 1 7 9 万 8 , 0 0 0 円を追加しまして、9 億 7 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

5 ページ、6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、お目通しのほどお願いいたします。

7 ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものとしましては、各種サービス給付費の総額が、昨年と同時期と比べますと 9 . 8 % の伸びを示しております。特に居宅介護サービスで 8 %、施設サービスで 5 . 7 %、地域密着型サービスで 5 4 % 伸びております。

1 0 月末で高齢化率も 2 0 % になり、高齢者の増加に伴い介護サービス給付費が伸びております。

施設関係では、個室化に伴う補足給付が伸びております。また、重度化を防ぐ面で介護予防サービス給付費も伸びております。

そういう中で、歳入歳出を見直し、調整するものでございます。

歳入につきましては、1 款の保険料の第 1 号被保険者保険料で 1,505 万 6,000 円を追加しまして、1 億 3,915 万 5,000 円と定めております。給付費総額の約 17% でございまして、2% は調整交付金で措置しております。

3 款の国庫支出金の介護給付費負担金におきましては、3,135 万円を追加しまして、1 億 4,470 万円と定めております。

3 款の国庫支出金の 2 項の国庫補助金で、2,230 万 2,000 円を追加し、6,180 万円と定めております。

4 款の支払基金交付金の介護給付費交付金で、5,473 万 6,000 円を追加しまして、2 億 5,472 万 7,000 円と定めております。これは、給付費総額の 31% に当たります。

5 款の県支出金の介護給付費負担金で、2,424 万 7,000 円を追加しまして、1 億 1,949 万 2,000 円と定めております。

次のページをお願いいたします。

5 款の県支出金の 2 項県補助金で、5 万 6,000 円を追加しまして、293 万 5,000 円と定めております。

6 款の財産収入の利子及び配当金で、基金預金利子 1 万 4,000 円を追加しまして、1 万 5,000 円と定めております。

7 款の繰入金の 1 項一般会計繰入金で、介護給付費町負担分など 2,801 万 9,000 円を追加しまして、1 億 5,551 万 9,000 円と定めております。

7 款の繰入金の介護給付費準備基金繰入金で、1,378 万 7,000 円を新たに措置しております。

8 款の繰越金で、222 万 6,000 円を追加しまして、223 万 6,000 円と定めております。

9 款の諸収入の雑入で、5,000 円を追加し、571 万 1,000 円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款の総務費の一般管理費で、656 万 4,000 円を追加しております。主なものは、職員の異動に伴うものでございます。

2 款の保険給付費の 1 項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に係る分でございます。今回 1 目の居宅介護サービス給付費から 6 目の地域密着型介護サービス給付費までで 1 億 5,746 万 8,000 円を追加しております。これは、各サービスの実績によりまして見込んでおります。

2 款の保険給付費の 2 項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に係る分でございます。今回、1,800 万円を追加しております。

2 款の保険給付費の審査支払い手数料で、30 万円の減額をしております。

次のページをお願いいたします。

2 款の保険給付費の 5 項特定入所者介護サービス等費で、410 万円の減額をしております。

3 款の財政安定化基金拠出金で、金額が確定しましたので 2 万 8,000 円の減額をしております。

5 款の地域支援事業費の介護予防サービス事業費で、24 万 6,000 円を追加しております。これは、特定高齢者のデイサービス事業に伴うものでございます。

5 款の地域支援事業費の 2 項包括的支援事業・任意事業費で、15 万 6,000 円を追加しております。主なものは、職員給与等の改定によるものでございます。

6 款の諸支出金の償還金で、1,379 万 2,000 円を新たに措置しております。これは、平成 18 年度の負担金、交付金の精算による返還金でございます。

15、16、17 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（池口公二）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

議案第 79 号についてご説明いたします。

平成 19 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第 1 号）

平成 19 年度上富田町の特別会計町営砂利採取砕石事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,983 万 7,000 円とする。

平成 19 年 12 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

歳入。

繰越金、既定額に 43 万 7,000 円を追加しまして 44 万 7,000 円。

歳入合計といたしまして、既定額に 43 万 7,000 円を追加して、2,983 万 7,

000円と定めております。

歳出につきましては、公営企業費、砂利管理費、既定額に43万7,000円を追加し、2,981万2,000円と定めております。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入。

繰越金、既定額に43万7,000円を追加し、44万7,000円と定めております。これにつきましては、前年度の繰越金でございます。

歳出。

砂利総務費、既定額に43万7,000円を追加し、1,458万4,000円。

合計といたしまして、既定額に43万7,000円を追加して、2,981万2,000円と定めております。内訳につきましては、7月1日の人事異動による給与費の補正でございます。

8ページ、9ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第80号について説明をいたします。

平成19年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第4号)。

平成19年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億612万円とする。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

歳入。

諸収入、既定額に6万7,000円を追加いたしまして、7億612万円と定めています。

歳出。

宅地造成事業費で既定額に6万7,000円を追加し、1億8,126万7,000円。

歳出合計といたしまして、既定額に6万7,000円を追加いたしまして、7億612万円と定めております。

4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入。

宅地造成事業収入、既定額に6万7,000円を追加いたしまして、5億8,675万9,000円。

合計といたしまして、既定額に6万7,000円を追加いたしまして、7億612万円と定めております。これにつきましては、企業団地にございます携帯電話のアンテナの土地貸付料でございます。

7 ページ、歳出。

宅地造成事業費、大内谷残土処理場事業費、既定額に6万7,000円を追加いたしまして、1億1,951万円。

計といたしまして、既定額に6万7,000円を追加いたしまして、1億8,126万7,000円と定めております。内訳といたしましては、人事異動による給与費の補正でございます。

8 ページ、9 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（池口公二）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

議案第81号について説明いたします。

平成19年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）

平成19年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,327万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,749万5,000円とする。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

2、諸収入、既定額に1,327万6,000円を追加し、7,717万円としております。

歳入合計につきましては、既定額に1,327万6,000円を追加し、7,749万5,000円と定めております。

歳出。

公債費、既定額に1,327万6,000円を追加し、3,520万6,000円と定めています。

歳出合計といたしまして、既定額に1,327万6,000円を追加し、7,749万5,000円と定めております。

3ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

続きまして、4ページ、お願いします。

2、歳出。

諸収入、1、住宅新築資金貸付金元利収入、既定額に貸付金元金収入の1,313万5,000円、利子収入14万1,000円の1,327万6,000円を追加し、7,716万9,000円と定めております。

合計といたしまして、既定額に1,327万6,000円を追加し、7,716万9,000円と定めております。

3、歳出。

公債費、1、元金、既定額に国費償還金の763万1,000円、県費償還金の470万4,000円の1,233万5,000円を追加し、2,897万4,000円と定めています。

利子、既定額に国費償還金の94万1,000円を追加し、623万2,000円と定めています。

合計といたしまして、既定額に1,327万6,000円を追加し、3,520万6,000円と定めています。

以上が繰り上げ償還に伴う補正の内容です。

承認賜りますよう、よろしく願います。

議長（池口公二）

上下水道課長、和田君。

上下水道課長（和田幸太郎）

それでは、議案第82号から第85号までご説明申し上げます。

議案第82号、平成19年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第1号）

平成19年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。



歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,148万1,000円とする。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。2ページでございます。

歳入でございます。

繰越金については、今回、既定額に17万8,000円を追加し37万8,000円としてございます。

歳入合計としまして、既定額に17万8,000円を追加し、1,148万1,000円と定めてございます。

3ページの歳出でございます。

污水处理管理費でございますけれども、既定額に今回17万8,000円を追加し、1,147万1,000円としてございます。

歳出合計、既定額に17万8,000円を追加し、1,148万1,000円でございます。

4ページ、5ページの明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

繰越金でございます。今回、17万8,000円、前年度繰越金の調整でございます。

7ページをお願いいたします。

污水处理管理費でございますけれども、今回、17万8,000円を追加してございます。

主なものとしまして、職員の給与費等の調整及び処理場の修繕料等を計上してございます。

8ページ、9ページにつきましては、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第83号、平成19年度上富田町水道事業補正予算(第2号)総則。

第1条、平成19年度上富田町水道事業会計補正予算(第2号)は、以下に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成19年度上富田町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

水道事業収益で、今回既定額に275万7,000円を追加し、4億8,066万7,

000円としてございます。

支出につきましては、水道事業費用につきまして、同じく既定額に275万7,000円を追加し、4億8,066万7,000円としてございます。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

2ページ目をお願いいたします。

実施計画書でございます。

収入でございますけども、今回、営業収益、給水収益に既定額に275万7,000円を追加し、4億6,825万7,000円としてございます。水道料金の追加補正でございます。

3ページにつきましては、支出でございます。

3ページの営業費用の1目原水及び浄水費、2目の配水及び給水費、4ページ目の業務費、総計費、ともに職員の給与費の調整でございます。

5ページ、6ページにつきましては、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

議案第84号、平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）

平成19年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ326万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,997万7,000円とする。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。2ページ目です。

歳入でございます。

繰入金につきましては、今回、既定額から384万7,000円を減額し、1億1,803万6,000円としてございます。

諸収入の雑入につきましては、既定額に711万5,000円を追加し、711万6,000円と定めてございます。

歳入合計につきましては、既定額に326万8,000円を追加し、1億7,997万7,000円と定めてございます。

3ページ目の歳出でございます。

農業集落排水事業費につきましては、今回、既定額に326万8,000円を追加し、6,737万7,000円としてございます。

公債費につきましては、補正額はゼロでございます。

歳出合計につきましては、既定額に326万8,000円を追加し、1億7,997万7,000円としてございます。

4ページ、5ページの明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページにつきましては、歳入でございます。

繰入金でございますけれども、今回、一般会計繰入金を既定額から384万7,000円減額してございます。

諸収入の雑入につきましては、既定額に711万5,000円を追加してございます。これにつきましては、平成13年度から平成18年度分の消費税の還付金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

農業集落排水事業費の総務費、既定額から168万2,000円を減額してございます。これにつきましては、職員の給与費の調整及び簡易課税方式への変更に伴う消費税を減額してございます。

施設維持管理費につきましては、495万円を追加補正してございます。内容につきましては、5施設の光熱費及び3施設のし尿浄化槽清掃手数料の見直しによる追加補正でございます。

また、施設維持管理費と公債費の利子の財源の中で301万9,000円を計上しておりますけれども、これにつきましては、使用料の充当財源の調整でございます。

8ページにつきましては、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第85号、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

平成19年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ367万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,608万9,000円とする。

平成19年12月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。2ページ目でございます。

歳入歳出予算補正。

繰入金でございますけれども、今回、一般会計繰入金につきましては、既定額から1,198万7,000円を減額し、9,210万2,000円と定めてございます。

繰越金につきましては、既定額に6万5,000円を追加し、7万5,000円と定

めてございます。

諸収入の雑入につきましては、既定額に1,559万2,000円を追加し、1,559万3,000円と定めてございます。

歳入合計、既定額に367万円を追加し、3億3,608万9,000円と定めてございます。

3ページの歳出でございます。

公共下水道事業費でございます。今回、既定額に367万円を追加し、2億6,367万9,000円と定めてございます。

歳出合計につきましては、既定額に367万円を追加し、3億3,608万9,000円と定めてございます。

4ページ、5ページの明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金でございますけども、一般会計繰入金、今回、既定額から1,198万7,000円を減額してございます。

繰越金につきましては、6万5,000円を追加補正してございます。

諸収入につきましては、雑入で1,559万2,000円を追加補正しています。これにつきましては、平成14年度から平成17年度までの消費税の還付金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公共下水道事業費につきましては、今回、既定額に361万円を追加してございます。主な内容としまして、職員の給与費の調整、それから委託料で、下水道再評価委託料を300万計上してございます。

これにつきましては、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づき、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため実施するもので、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業が対象となります。公共下水道事業につきましては、平成10年8月に事業認定を受けて実施しておりますので、対象となります。今後、効率的な下水道を推進する中、現在の整備状況を照査し、将来計画を含めた費用効果を分析するもので、業務委託する計上をしてございます。

8ページは給与費明細書でございます。お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。どうかご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（池口公二）

暫時休憩します。

---

休憩 午後 0 時 0 3 分

---

再開 午後 0 時 0 4 分

---

議長（池口公二）

再開いたします。

教育委員会総務課長、吉田君。

教育委員会総務課長（吉田充伸）

議案第 8 6 号をよろしく願います。

工事請負変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、平成 1 9 年 6 月 1 3 日契約に係る平成 1 8 年度 繰越第 1 号 小学校管理事業 朝来小学校屋内運動場建築工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

契約の目的。平成 1 8 年度 繰越第 1 号 小学校管理事業 朝来小学校屋内運動場建築工事。

契約金額。変更前、3 億 6 , 3 3 0 万円、変更後、3 億 7 , 3 5 6 万 4 , 8 0 0 円。1 , 0 2 6 万 4 , 8 0 0 円の増です。

契約の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町生馬 5 6 7 - 1、株式会社後工務店、代表取締役 後 雅雄。

平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、平成 1 9 年 6 月議会でご承認いただきました朝来小学校屋内運動場建築工事の変更をするものであります。変更の内容につきましては、朝来財産区よりご寄付いただきました緞帳の設置及び体育館と校舎との渡り廊下につきまして、和歌山県の福祉のまちづくり条例の関係で接続部の校舎側のベランダ等のバリアフリー化が必要となりましたので、増額変更をしています。

今回、契約額に 1 , 0 2 6 万 4 , 8 0 0 円の増額を行い、3 億 7 , 3 5 6 万 4 , 8 0 0 円とする変更契約の締結をお願いするものです。

別紙参考資料のとおり 1 1 月 3 0 日付で仮契約を締結しておりますが、契約条文で、

議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としてございます。

ご承認のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（池口公二）

上下水道課長、和田君。

上下水道課長（和田幸太郎）

議案第 87 号をご説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札（総合評価落札方式）に付した平成 19 年度 公共下水道事業 生馬下水道管（5 工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。平成 19 年度 公共下水道事業 生馬下水道管（5 工区）布設工事（補助）。

2、契約の方法。指名競争入札（総合評価落札方式）による契約。

3、契約金額。一金 5,029 万 3,950 円。

4、契約の相手方。大阪市福島区福島 6 丁目 2 番 6 号、安藤建設株式会社大阪支店、常務執行役員支店長 中垣 潔。

平成 19 年 12 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札の総合評価方式による請負契約であります。

今回、町として初めての入札方式であり、価格だけで評価していた従来の落札方式とは異なり、企業の施工実績や施工能力など企業の取り組み姿勢と過去の工事成績等を考慮し、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式であり、今回、国や県の指導に基づき実施してございます。

指名業者につきましては、安藤建設株式会社大阪支店、株式会社浅川組、株木建設株式会社大阪支店、三友工業株式会社、株式会社松村組本店、村本建設株式会社和歌山営業所の 6 社であります。

工事場所につきましては、生馬本郷地区の亀井接骨院前から熊野水産前、それと、国道 311 号沿いの熊野水産から上富田石油店まで、及び公務員宿舎前から稗田農機までの下水道管を埋設する工事であります。

工事内容につきましては、開削工法で管径 200 ミリの硬質塩化ビニール管、延長 226 メーター、管径 150 ミリの硬質塩化ビニール管、延長 387 メートル、管径 100 ミリ硬質塩化ビニール管、延長 279 メートル等の工事あります。

次のページに参考資料として仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったとき、この契約書は同一条項により本契約を締結したものととなっておりますので、どうかご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（池口公二）

産業建設課企画員、脇田君。

産業建設課企画員（脇田英男）

議案第 88 号についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成 19 年度 国災第 20 号 公共土木施設災害復旧事業 町道射矢ノ谷線道路災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。平成 19 年度 国災第 20 号 公共土木施設災害復旧事業 町道射矢ノ谷線道路災害復旧工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。4,171 万 8,600 円。

4、契約の相手方。和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井 30、株式会社タニガキ建工、代表取締役 谷垣和伸。

平成 19 年 12 月 13 日提出、上富田町長小出隆道。

本案の工事概要等を説明させていただきます。

工事概要につきましては、この工事場所は上富田町岡地内でございます。

延長 45 メーター。まず、この現場におきまして工事概要と手順について説明させていただきます。

まず、現場の地すべり地内におきまして、仮設盛土による安定、土のう等を設置しまして、安全率をまず向上させます。その次に、鋼製受圧板アンカー 32 本を用いて地山の地すべりを止めていきます。その 3 番目に、排水ボーリング 8 本をもちまして地山の水抜きをします。その次に仮設盛土の撤去をして、最終的に現場の植生基材吹きつけ、いわゆる圧層基材を用いて吹きつけの手順で行います。

そしてまた、入札につきましては、去る 12 月 5 日に指名業者 8 社により入札を行っております。指名業者につきましては、株式会社白浜試錐、第五工業株式会社、国土防災技術株式会社、株式会社中井組、株式会社タニガキ建工、株式会社丸山組、ライト工

業株式会社、日特建設株式会社となっております。

今回、最低制限価格入札者が3社あり、抽選の結果、株式会社タニガキ建工が落札しました。

また、別紙参考資料のとおり12月6日付で仮契約を締結しておりますが、契約条項文の議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としてございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

議長（池口公二）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

---

## 延 会

議長（池口公二）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は12月18日、午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

なお、一般質問の通告は本日の3時となっておりますので、よろしくお願いたします。

どうもご苦労さまでございました。

延会 午後0時12分